

第2回第3次防府市スポーツ推進計画策定委員会 次第

日時 令和7年6月30日（月）15時～

場所 防府市佐波公民館集会室

1 挨拶

2 議事

- (1) 第3次防府市スポーツ推進計画素案について【資料1】
- (2) 第3次防府市スポーツ推進計画の策定スケジュール【資料2】
- (3) その他

スポーツ推進計画策定委員会 委員名簿

委員区分	所 属 等	職 名 等	氏 名
学識経験者	周 南 公 立 大 学 人 間 健 康 科 学 部	准 教 授	瀬 尾 賢 一 郎
スポーツ団体 関 係 者 (5名)	防 府 市 ス ポ ー ツ 協 会	副 会 長	川 口 照 雄
	防 府 市 ス ポ ー ツ 協 会	理 事	植 野 真 生
	防府市スポーツ推進委員 連 絡 協 議 会	理 事	相 本 幸
	防府市スポーツ少年団本部	指 導 者 協 議 会	吉 田 範 夫
	総合型スポーツクラブ防府	会 長	坪 郷 好 夫
学 校 教 育 者 関 係 者 (2名)	防 府 市 小 学 校 体 育 連 盟	理 事 長	藤 井 壮 馬
	防 府 市 中 学 校 体 育 連 盟	理 事 長	田 邊 知 靖
そ の 他 (3名)	防府市老人クラブ連合会	会 長	長 尾 隆 治
	防府市障害福祉団体連合会	会 長	中 村 信 也
	防府観光コンベンション協 会	専 務 理 事	犬 塚 要 二
公 募 委 員 (2名)	公 募 委 員		吉 田 奈 緒 美
	公 募 委 員		荒 瀬 香 恵

第2回防府市第3次スポーツ推進計画策定委員会
【資料】

令和7年6月30日

防府市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進

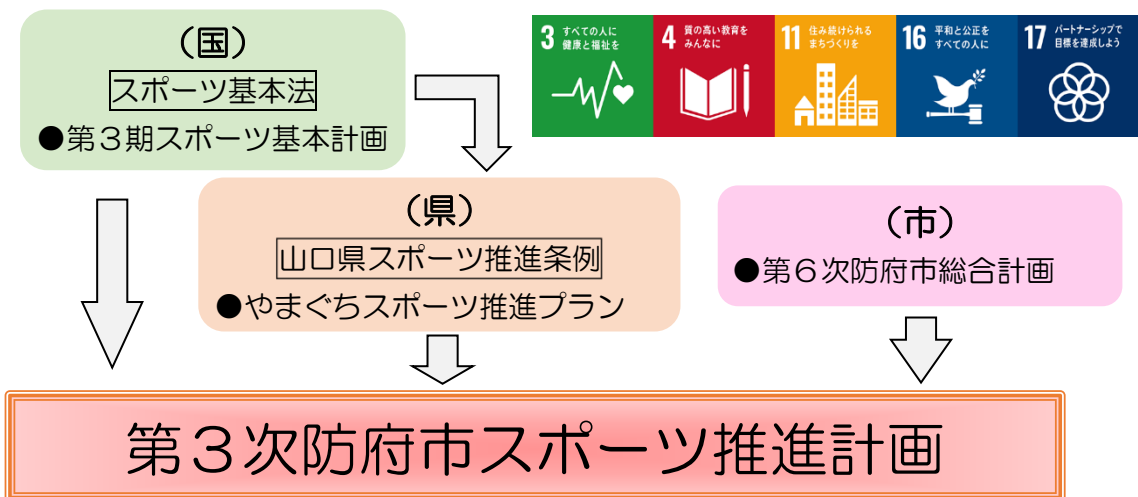
本市では、2014（平成26）年にスポーツ推進の指針となる基本理念や基本的施策を定めた「防府市スポーツ推進計画」を策定しました。その後、新たに生じた課題等を踏まえ2021（令和3）年4月に「第2次防府市スポーツ推進計画」を策定し、引き続きスポーツの振興に取り組んでまいりました。

スポーツを取り巻く環境の変化が激しい時代に対応し、スポーツを通じた「地域づくり」を進めていくために、本市のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する「第3次防府市スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は「スポーツ基本法第10条第1項」に基づく地方スポーツ推進計画として、国及び山口県が策定する計画の内容を参酌し、策定するものです。

また、「第6次防府市総合計画」を基本とした分野別計画として位置付け、市の各種関連計画と連携を図り、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの理念に沿って推進します。



スポーツを通じて地域活性 元気なまち 防府

●生涯スポーツの推進

●人材の育成

●環境の充実

●交流人口の拡大と地域の活性

3 計画の期間

本計画の期間は、第6次防府市総合計画との整合を図り、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
国	第3期スポーツ基本計画					次期計画			
県	やまぐちスポーツ推進プラン2022					次期計画			
市	第5次総合計画				第6次総合計画				
	第2次スポーツ推進計画				第3次スポーツ推進計画				

本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第6次防府市総合計画」の策定方針を踏まえつつ、第2次スポーツ推進計画の内容をさらに充実・強化するものとしています。

4 スポーツの定義

スポーツ

「する」スポーツ

競技活動
野外活動
身体活動

「みる」スポーツ

スポーツ観戦

「ささえる」スポーツ

指導
ボランティア
運営

国のスポーツ基本計画において、スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものとされています。

本計画においても、スポーツを、自らスポーツ活動に参加（「する」スポーツ）することだけでなく、試合の観戦（「みる」スポーツ）やスポーツの指導やスポーツイベントでのボランティア活動（「ささえる」スポーツ）も含むものと定義します。

この考え方を踏まえ、本計画では、「スポーツ」の概念を広げ、誰もが「スポーツ」に気軽に触れ、身近なものとしていただくことを念頭に、競技スポーツだけでなく、散歩やレクリエーション、eスポーツやキャンプ等も「スポーツ」と捉えます。

第2章 市民のスポーツを取り巻く現状と課題

1 スポーツを取り巻く環境の変化

国の動向

- 第3期スポーツ基本計画の策定
- 「部活動改革」の推進
- スポーツによる地方創生、まちづくりの推進
- スポーツ・インテグリティ（※）の強化

県の動向

- やまぐちスポーツ推進プラン2022の策定
- 交流人口の拡大と地域活性化の取組推進

市の動向

- 文化スポーツ観光交流部の創設
- 第2次防府市スポーツ推進計画の4つの基本方針の推進
- 防府読売マラソン大会男子G1、女子G3の取得
- スポーツ協会設立100周年を契機とした「次の100年」に向けた取組のスタート



※スポーツ・インテグリティ：スポーツにおける誠実さ、公正さ、倫理性を確保し、暴力・ハラスメントや不正行為等の防止を図る考え方。

2 人口構造

本市の人口は、平成7年以降減少傾向にあります。年齢区分別人口割合の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少している一方で、老年人口の割合は増加しており、今後も少子高齢化が進むことが予想されます。

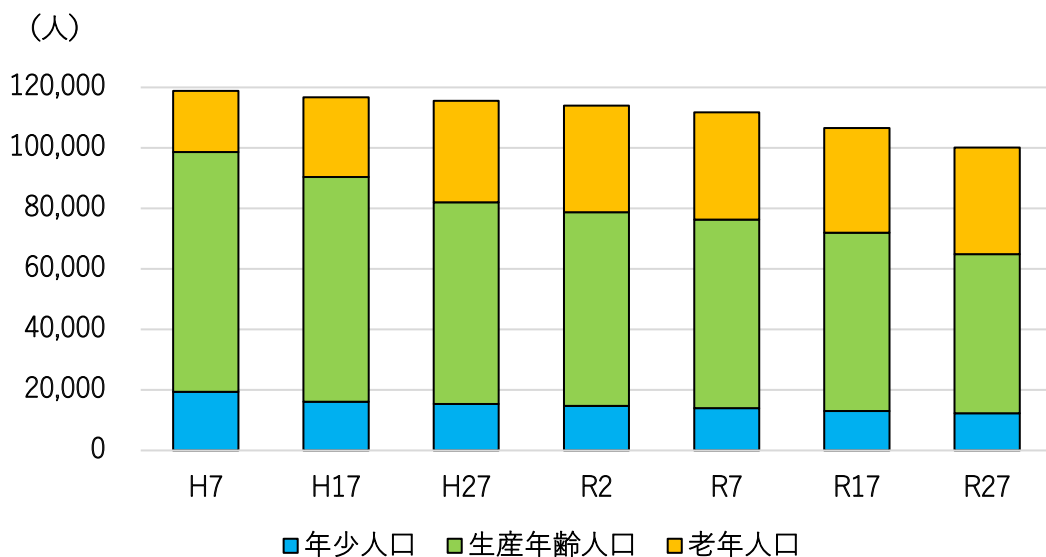
スポーツの担い手の不足やスポーツ環境の維持の困難さ等につながり、市民がスポーツに取り組む環境への影響が懸念されます。

年齢区分別人口の推移（単位：人）

	H7	H17	H27	R2	R7	R17	R27
年少人口 (0～14歳)	19,408	16,144	15,331	14,678	14,031	12,995	12,318
割合	16.3%	13.8%	13.2%	12.9%	12.6%	12.2%	12.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	79,178	74,202	66,700	64,021	62,249	58,942	52,605
割合	66.6%	63.5%	57.5%	56.2%	55.7%	55.3%	52.5%
老年人口 (65歳以上)	20,217	26,387	33,582	35,280	35,471	34,627	35,229
割合	17.0%	22.6%	29.0%	31.0%	31.7%	32.5%	35.2%

※年齢不詳を含むため、合計は必ずしも一致しない

資料：国勢調査、令和7年～27年は「防府市人口ビジョン」



3 小中学校の体力・運動能力の現状

令和6年度の小学5年生の体力合計点は、男子が全国平均を下回るものの、女子は上回っています。一方、中学2年生の体力合計点は男女ともに山口県や全国平均を下回っています。

【小学生の体力（小学5年生）】

小学5年生	男子					女子				
	防府市	山口県		全国		防府市	山口県		全国	
		平均値	比較	平均値	比較		平均値	比較	平均値	比較
握力 (kg)	16.52	15.72	△	16.01	△	16.30	15.51	△	15.77	△
上体起こし (回)	19.45	19.06	△	19.19	△	18.93	17.97	△	18.16	△
長座体前屈 (cm)	33.01	32.37	△	33.79	▼	37.09	36.90	△	38.19	▼
反復横跳び (点)	40.64	40.96	▼	40.66	▼	38.90	39.30	▼	38.70	△
20mシャトルラン (回)	49.02	49.87	▼	46.90	△	41.12	40.98	△	36.59	△
50m走 (秒)	9.58	9.57	▼	9.50	▼	9.73	9.82	△	9.77	△
立ち幅跳び (cm)	150.42	149.58	△	150.42	—	142.00	141.87	△	143.13	▼
ソフトボール投げ (m)	20.72	20.74	▼	20.75	▼	12.95	12.95	—	13.15	▼
体力合計点 (点)	52.43	52.16	△	52.53	▼	54.41	53.79	△	53.92	△
身長 (cm)	138.73	138.72	△	139.53	▼	140.68	140.09	△	140.96	▼
体重 (kg)	34.54	34.65	▼	35.16	▼	35.00	34.41	△	34.92	△

【中学生の体力（中学2年生）】

中学2年生	男子					女子				
	防府市	山口県		全国		防府市	山口県		全国	
		平均値	比較	平均値	比較		平均値	比較	平均値	比較
握力 (kg)	28.08	28.78	▼	28.95	▼	22.71	23.03	▼	23.18	▼
上体起こし (回)	25.41	26.17	▼	25.94	▼	21.13	21.94	▼	21.56	▼
長座体前屈 (cm)	44.35	44.04	△	44.47	▼	45.18	45.92	▼	46.47	▼
反復横跳び (点)	51.94	52.70	▼	51.51	△	46.19	47.30	▼	45.65	△
持久走 男子1500m女子1000m (秒)	402.74	402.48	▼	410.69	△	301.85	303.09	△	309.02	△
20mシャトルラン (回)	87.14	82.48	△	78.98	△	55.51	54.32	△	50.67	△
50m走 (秒)	7.95	7.95	—	7.99	△	8.86	8.92	△	8.96	△
立ち幅跳び (cm)	196.18	197.10	▼	197.18	▼	166.27	167.91	▼	166.32	▼
ハンドボール投げ (m)	19.59	20.38	▼	20.57	▼	11.38	12.49	▼	12.40	▼
体力合計点 (点)	41.55	42.45	▼	41.86	▼	46.97	48.60	▼	47.37	▼
身長 (cm)	160.63	160.45	△	161.29	▼	154.09	154.27	▼	155.03	▼
体重 (kg)	49.78	49.43	△	50.10	▼	46.81	46.42	△	46.77	△

山口県・全国と比較して、△…上回っている ▼…下回っている

資料：防府市教育委員会 令和6年度全国体力・運動能力調査

4 スポーツ活動の状況

【スポーツ施設の利用状況】

本市のスポーツ施設全体の利用者数は、令和元年度と比べて増加しています。

体育館のメインアリーナや人工芝多目的グラウンド等、利用者数が増加している施設がある一方で、一部の施設では利用者数がやや減少しているものもあります。

施設名		利用人数（単位：人）		
		R1	R6	増減
体育館 ソルトアリーナ	トレーニング室	52,403	37,500	▼
	軽運動室	30,225	27,006	▼
	ランニングコース	415	308	▼
	メインアリーナ	88,147	101,461	△
	サブアリーナ	54,095	56,059	△
	会議室	10,215	9,409	▼
	控室	2,836	4,006	△
	キッズルーム	1,112	650	▼
武道館	弓道場	4,998	5,088	△
	武道場	39,703	43,011	△
	会議室	5,444	3,640	▼
野球場	野球場	14,418	※19,379	△
	会議室	890	※355	▼
陸上競技場	陸上競技場	43,134	※21,471	▼
	会議室	2,546	3,115	△
運動広場	運動広場	37,184	31,556	▼
人工芝多目的グラウンド	人工芝多目的グラウンド	73,675	96,615	△
プール	プール	16,741	22,977	△
向島運動公園	テニスコート	33,085	28,901	▼
	多目的広場	9,877	12,553	△
合計		521,143	525,060	△

令和元年度と比較して、△…上回っている ▼…下回っている

※野球場は改修工事により7月より利用開始。

陸上競技場は改修工事により10月～3月は利用禁止。

【スポーツ少年団の活動状況】

本市のスポーツ少年団の活動状況は、令和元年度から比較して、団体数、団員数ともに減少しています。

種目		団体数（単位：団体）			団員数（単位：人）		
		R1	R6	増減	R1	R6	増減
1	野球	12	12	±0	242	234	▼8
2	サッカー	9	4	▼5	152	108	▼44
3	バレー	9	7	▼2	98	87	▼11
4	バスケ	18	13	▼5	366	253	▼113
5	卓球	1	0	▼1	6	0	▼6
6	剣道	9	8	▼1	129	114	▼15
7	柔道	3	3	±0	79	85	△6
8	少林寺	1	0	▼1	10	0	▼10
9	空手	3	3	±0	54	44	▼10
10	陸上	3	3	±0	70	55	▼15
合計		68	53	▼15	1,206	980	▼226

【スポーツ指導者の育成状況】

○スポーツ推進委員（※）

本市のスポーツ推進委員の人数は、令和元年度から特に変わりはありません。

	全体（単位：人）	男性（単位：人）	女性（単位：人）
R1	23	16	7
R6	22	16	6
増減	▼1	±0	▼1

○スポーツ協会加盟団体数

本市のスポーツ協会加盟団体数は令和元年度と令和6年度で変わりませんが、登録者数は減少傾向にあります。

	団体数（単位：団体）	登録者数（単位：人）
R1	35	10,599
R6	35	9,529
増減	±0	▼1,070

※スポーツ推進委員：地域のスポーツ振興を目的に、地域団体の推薦を受けて市が小学校区単位で委嘱する委員。地域スポーツ行事の運営や市のスポーツ事業への協力などを行う。

5 スポーツに対する意識

【アンケート調査概要】

○調査の目的

防府市スポーツ推進計画を見直すに当たり、市民のスポーツ活動に関する現状と課題を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に、アンケートを実施したものです。

○調査方法

区分	成人	こども		障害者
		小学 5 年生	中学 2 年生	
調査対象者	18 歳以上の市民 （令和 7 年 1 月 6 日現在）	市内 17 校	市内 11 校	18 歳以上の障害者 （令和 7 年 1 月 6 日現在）
調査数	1,500 人 （無作為抽出）	1,034 人	959 人	150 人 （無作為抽出）
調査方法	郵便による配布、郵便 及び web による回収	学校を通じて配布・回収		郵便による配布、郵便 及び web による回収
調査期間	令和 7 年 1 月下旬～令和 7 年 2 月 21 日			
有効回答	583 件	876 件	839 件	73 件
回答率	39.0%	84.7%	87.4%	48.7%

○留意点

- ・回答結果は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単回答（複数の選択肢から1つだけを選択する形式）のパーセントの合計が「100%」にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上を選択する形式）が可能な設問については、回答総数が回答者数を上回り、パーセントの合計が「100%」を超える場合があります。

【成人の意識・意向】 市民のスポーツや運動に関するアンケート

令和元年度と比較すると、過去1年間に週1回以上スポーツ活動を行った人の割合は増加しています。一方、スポーツ観戦に行った人の割合、指導やボランティアを行った人の割合、スポーツ行事に参加した人の割合はいずれも減少しています。

Q1 あなたは、過去1年間に何日くらいスポーツ活動を行いましたか

(全体)	週に3日以上	週に1～2日	月に1～3日	3か月に1～2日	年に1～3日	過去1年間スポーツ活動は行わなかった
R6	17.5%	21.0%	17.2%	7.2%	9.6%	27.5%
R1	17.1%	16.7%	13.2%	9.0%	10.5%	33.6%

Q2 あなたは、過去1年間にスポーツ観戦に行きましたか

(全体)	行った	行っていない
R6	27.3%	72.7%
R1	28.0%	72.0%

Q3 あなたは、過去1年間、スポーツの指導や大会の運営などスポーツ活動に関するボランティアに参加しましたか

(全体)	ある	ない
R6	9.5%	90.5%
R1	11.5%	88.5%

Q4 あなたは、過去1年間市内で開催されるスポーツ大会やほうふスポーツフェスタなどのスポーツ行事に参加しましたか

(全体)	参加した	参加していない
R6	14.8%	85.2%
R1	21.0%	79.0%

Q5 あなたは、今後どのようなスポーツ活動を行ってみたいですか

(全体)	身体を動かす スポーツ	スポーツ観戦	運営やボランティア、指導	スポーツ活動を行 うつもりはない
R6	46.3%	34.3%	5.2%	14.2%
R1	57.2%	43.2%	3.4%	21.7%

【こどもの意識・意向】市民のスポーツや運動に関するアンケート

70%以上がスポーツや運動をすることが好きと回答し、さらに80%以上が週1回以上スポーツや運動をしていると回答しており、こどもたちの多くがスポーツに対して肯定的な意識を持っています。

Q1 あなたは、スポーツや運動をするのが好きですか

(全体)	好き	どちらかとい うと好き	どちらでもない	どちらかとい うと嫌い	嫌い
小5	51.3%	22.3%	14.1%	7.7%	4.7%
中2	54.8%	20.7%	13.4%	6.6%	4.6%

Q2 あなたは、どれくらいスポーツや運動をしていますか（※体育の授業は除く）

(全体)	週に3日以上	週に1～2日くらい	月に1～3日くらい	全くしない
小5	52.2%	31.1%	8.5%	8.2%
中2	69.0%	11.0%	9.0%	11.0%

Q3 あなたは、中学生になったら、どのように放課後を過ごしたいですか（※対象は小学生のみ）

自分の通う中学校区にある地域クラブ（運動）	35.6%
自分の通う中学校区以外のやってみたい地域クラブ（運動）	12.0%
運動以外の地域クラブ（文化）	7.2%
地域クラブ以外のクラブチームなど	9.0%
運動以外の習い事や塾	10.8%
クラブ活動には参加せず自宅で過ごす	18.4%
その他	7.0%

【障害者の意識・意向】 市民のスポーツや運動に関するアンケート

過去1年間に週1回以上スポーツ活動を行った人の割合およびスポーツ観戦に行った人の割合のいずれもが、令和元年と比べて減少しています。

Q1 あなたは、過去1年間に何日くらいスポーツ活動を行いましたか

(全体)	週に3日以上	週に1～2日	月に1～3日	3か月に1～2日	年に1～3日	過去1年間スポーツ活動は行わなかった
R6	17.9%	20.9%	11.9%	4.5%	9.0%	35.8%
R1	19.5%	28.6%	16.9%	3.9%	6.5%	24.7%

Q2 あなたは、過去1年間にスポーツ観戦に行きましたか

(全体)	行った	行っていない
R6	21.7%	78.3%
R1	36.5%	63.5%

Q3 あなたは、今後どのようなスポーツ活動を行ってみたいですか

身体を動かすスポーツ	52.4%
スポーツ観戦	39.7%
運営やボランティア、指導	3.2%
スポーツ活動を行うつもりはない	22.2%

6 第2次スポーツ推進計画の達成状況

前計画では、「スポーツを通じて地域活性元気なまち防府」を基本理念に、「する」「みる」「ささえる」と多様な関わりが可能なスポーツを通じて、スポーツの振興だけではなく、だれもが生涯にわたりスポーツに親しめる環境を充実させ、スポーツの力を活用した施策を展開することで、交流人口の拡大と地域の活性を促進することを目指しました。この基本理念を実現するために、4つの基本方針に基づき、それぞれの数値目標を設定し事業を推進してきました。数値目標の実績は以下のとおりです。

基本方針	目標指数	前計画策定時 (R1)	実績 (R6)	目標 (R7)
生涯スポーツの推進	成人のスポーツ実施率（週1回）	33.8%	38.5%	65.0%
人材の育成	スポーツ少年団指導者数 （1団体あたり）	4人	2.3人	5人
環境の充実	スポーツ施設の年間利用者数	521,143人	525,060人	600,000人
交流人口の拡大と地域の活性化	合宿を行う実業団等チーム数	7チーム	※12チーム	10チーム

前計画で設定した目標指数のうち、合宿を行う実業団等チーム数については、目標値を上回る成果を上げることができました。また、成人のスポーツ実施率とスポーツ施設の年間利用者数の2つの項目についても、計画策定時と比べて目標指数の値は上昇しており、今後の取組によってはさらなる伸びが期待されます。本計画においても、引き続き改善を図るとともに、前計画期間中に実施した効果的な取組については継続して実施していきます。なお、スポーツ少年団の指導者数については、計画期間中に指導者の要件が変わったため数が減少しています。

※合宿を行う実業団等のチーム数については、計画期間中の最大数を記載しています。なお、各年度のチーム数は、令和3年度、令和4年度が12チーム、令和5年度が11チーム、令和6年度が8チームでした。

7 現状と課題

本市におけるスポーツの現状と課題を踏まえ、今後のさらなる発展に向けて、重点的に取り組むべきテーマを整理しました。具体的な方針や取組の内容については第3章以降をご覧ください。

動こう、集まろう ～スポーツの輪拡大～

市民アンケートの結果、スポーツの実施率やイベントの参加率が低いことが分かりました。スポーツが苦手な人や関心がない人も含めスポーツやイベントに興味をもつことができるように、継続してイベントの開催や情報の発信を行っていく必要があります。

地域とともに築く、新しいスポーツのかたち

全国的に推進されている「部活動改革」をスムーズに行うとともに、部活動の地域展開を行った結果、住んでいる地域によって好きなスポーツができないといったことがないように指導者の確保も含め取組を推進する必要があります。

選手が競技に集中できる安全・安心なスポーツ環境づくり

指導者による体罰やハラスメント、選手への SNS 上での誹謗中傷や性的ハラスメントが社会的に問題視されています。選手が安心してスポーツを行うことができる環境を維持するため、施設の安全管理を適切に行うことはもちろん、指導者や観客に対し啓発活動を継続して行う必要があります。

防府読売マラソン大会でつなぐ まち・ひと・スポーツ

男子 G1、女子 G3 の認定を受け、全国的にさらに注目を集めている防府読売マラソン大会を活用し、市民に「する」「みる」「ささえる」スポーツを体験してもらうとともに、交流人口の増加や観光振興にもつなげることができています。今後も本市のスポーツ行政の中核として、本大会を大切に育てていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

スポーツを通じて地域活性 元気なまち 防府

「する」「みる」「ささえる」と多様な関わりが可能なスポーツを通じて、スポーツの振興だけではなく、だれもが生涯にわたりスポーツに親しめる環境を充実させ、スポーツの力を活用した施策を展開することで、交流人口の拡大と地域の活性を促進し、「スポーツを通じて地域活性 元気なまち 防府」の実現を目指します。

2 基本方針

計画の基本理念として示した「スポーツを通じて地域活性 元気なまち 防府」の実現に向け、スポーツを取り巻く環境の変化や今後の課題を踏まえて、以下の基本方針をスポーツ推進のための柱として展開していきます。



3 施策体系

【基本理念】

スポーツを通じて地域活性 元気なまち 防府



基本方針【1】

生涯スポーツの推進

- 1 「する」スポーツの推進
- 2 「みる」スポーツの推進
- 3 「ささえる」スポーツの推進
- 4 スポーツに「誰もがアクセスできる」環境の充実

基本方針【2】

人材の育成

- 1 将来のスポーツの担い手を「はぐくむ」取組の推進
- 2 スポーツを支える人材の育成

基本方針【3】

環境の充実

- 1 スポーツ施設の充実及び活用
- 2 スポーツ情報の発信

基本方針【4】

交流人口の拡大と地域の活性

- 1 スポーツで「つながる」地域づくりの推進
- 2 「ほうふ合宿から世界へ」合宿誘致事業の推進

第4章 計画推進のための取組

1 生涯スポーツの推進

市民誰もが各個人の年齢、体力、関心や適性に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できるよう、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進、スポーツに「誰もがアクセスできる」環境の充実に取り組めます。

1 「する」スポーツの推進

市民に親しまれるスポーツイベントの開催

☞幅広い世代を対象とした

「ほうふスポーツフェスタ」の開催

☞多くの参加者に親しまれる

市内一周駅伝競走大会の開催

☞スポーツ協会と協力し、

気軽に参加・体験可能なイベント・教室の開催



誰でも気軽に運動できるツールの利用

☞歩くきっかけづくり、継続するためのツールとして「やまぐち健幸アプリ」を活用

2 「みる」スポーツの推進

トップアスリートを誘致したスポーツイベントの開催

☞トップアスリートを誘致した大会やイベントの開催

☞レノファ山口FCの防府市ホームタウンデーにおけるイベントの開催

☞観戦者に対する観戦マナーやSNSの利用に関する注意事項の啓発



3 「ささえる」スポーツの推進

スポーツボランティア活動の普及啓発

- ☞ 防府読売マラソン大会等でのボランティア体験機会の提供など、スポーツボランティアに関する情報の提供
- ☞ 学校や地域、企業との連携による人材確保

選手・スポーツ関係団体に対する支援

- ☞ 全国大会等へ出場する個人や団体に対する支援
- ☞ スポーツ関係団体に対する支援



〈防府読売マラソン大会給水ボランティア〉



〈高校生による佐波川コース清掃ボランティア〉

4 スポーツに「誰もがアクセスできる」環境の充実

誰でも気軽に取り組める機会・環境の充実

- ☞ 「いきいきシルバーふれあいスポーツ大会」への参加促進
- ☞ 指定管理者による高齢者が取り組みやすい定期教室等の開催
- ☞ 高齢者対象の「住民主体の介護予防教室」や「元気アップくらぶ」の活動の支援
- ☞ 「障害者体育大会」や「ふうせんバレーボール大会」への参加促進
- ☞ 障害者が取り組みやすいスポーツ体験会等の開催
- ☞ 「スポーツ少年団」や「地域クラブ」の活動の充実
- ☞ 関係団体と連携し、「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援
- ☞ 健康づくりのための運動・体操等を学べる教室の開催



〈いきいきシルバーふれあいスポーツ大会〉



〈障害者体育大会〉

2 人材の育成

心身の成長過程にあるこどもたちが、スポーツ活動を通じて、たくましく生きるための健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を築くことができるよう、将来を担う人材の育成に取り組めます。また、地域のスポーツ指導者など、スポーツを支える人材の育成を図ります。

1 将来のスポーツの担い手を「はぐくむ」取組の推進

スポーツ活動に触れる機会の提供

- ☞市内スポーツ少年団、地域クラブを含むスポーツクラブ等の情報発信
- ☞小・中学校での体育（保健体育）において、スポーツ活動の魅力や楽しさを伝える活動の実施

競技力の向上

- ☞スポーツ協会や指定管理者と協力し、レベルアップを目指した各種教室の開催



2 スポーツを支える人材の育成

地域スポーツを推進する人材に対する講習会等の開催

- ☞スポーツ推進委員研修会等を開催
- ☞指導者養成講習会や救急救命等講習会への参加促進
- ☞体罰、ハラスメント等の防止に関する啓発
- ☞地域クラブ指導者の資格取得に対する支援

3 環境の充実

多くの市民がスポーツを身近に感じ、幅広くスポーツに触れる機会を拡大するためには、環境の充実も重要になります。活動拠点となる施設環境の充実及び活用に併せて、各方面への情報発信に取り組みます。

1 スポーツ施設の充実及び活用

安全安心に利用できるよう、施設環境の整備

☞大規模改修時期に合わせた施設改修

指定管理者制度による施設の管理運営

☞大規模大会の誘致や多くの方が利用しやすい施設環境の充実及び活用

公共施設予約システムの活用

☞利用状況の把握や申請などのオンライン化による手続きの簡略化

熱中症に対応した管理運営

☞大会・イベント主催者や施設管理者による適切な熱中症防止対策の徹底



〈ソルトアリーナ防府〉



〈人工芝多目的グラウンド〉

2 スポーツ情報の発信

ニーズに合わせた情報の発信

☞施設・大会・イベントに関する情報など、きめこまやかな情報の発信

各種媒体を活用した情報の発信

☞SNSやホームページ、市広報など、スポーツ活動への参加意欲や興味・関心を抱く動機づけに、各種媒体を活用

4 交流人口の拡大と地域の活性

スポーツの持つ多様な力を活用し、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域づくり、地域を拠点としたスポーツクラブを充実させることで、地域の活性に向けた取組を促進します。

1 スポーツで「つながる」地域づくりの推進

スポーツツーリズムの促進

☞防府読売マラソン大会等の大規模大会の開催によるスポーツツーリズムの促進

防府読売マラソン大会を活用したスポーツ活動の推進

☞多くの人が関わる防府読売マラソン大会を「する」「みる」「ささえる」スポーツの象徴として、地域づくりに活用

スポーツイベント、大会を通じた地域のつながり形成

☞ほうふスポーツフェスタやスポーツ推進員が開催するスポーツイベント、スポーツ少年団の交流駅伝大会等を通して地域のつながりを形成



2 「ほうふ合宿から世界へ」合宿誘致事業の推進

実業団等のスポーツ合宿誘致の推進

- ☞合宿を行う実業団等に対するおもてなしの充実
- ☞実業団等の応援を兼ねた積極的な誘致活動の実施
- ☞合宿誘致によるスポーツ交流人口の拡大



第5章 計画の実現に向けて

1 計画の数値目標

この計画を推進していくため、4つの基本方針に基づき、それぞれの数値目標を以下のとおり設定します。

なお、計画の終了時期（令和12年度）に合わせて市民アンケートを実施し、その成果を検証します。

基本方針	目標指数	現状 (R6)	目標 (R12)
生涯スポーツ の推進	成人のスポーツ実施率 (週1回)	38.5%	65.0%
人材の育成	スポーツや運動をするのが 「好き(※)」と答えたこどもの割合	小5 73.5% 中2 75.5%	増加
環境の充実	スポーツ施設の年間利用者数	525,060人	600,000人
交流人口の拡大 と地域の活性	実業団等が合宿を行った数 (延べ回数)	15回	20回

計画の推進にあたって、庁内関係部署の連携を強化するとともに、行政、地域・家庭、関係団体と連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに施策を推進します。

また、この計画に基づき施策の実現が図られるよう、施策の進捗状況を点検するとともに、その成果を検証します。

そして、この計画の実現に向け、施策を継続的に実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努め、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。

※好きとはアンケートで、「好き」「どちらかというと好き」と回答したこどもの合計とする。

参考資料

- 1 防府市が誇るスポーツゾーン
- 2 防府市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱及び名簿
- 3 計画の策定経過
- 4 スポーツ基本法

【防府市スポーツセンター】



向島動動公園



防府市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

令和6年5月24日制定

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づくスポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) その他
- (5) 公募による委員

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名ずつ置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、スポーツ推進計画の策定が終了した時までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庁内委員会)

第7条 所掌事項について庁内の調整を図るため、庁内関係者による庁内委員会をおくこととする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

防府市スポーツ推進計画策定委員会 委員名簿

委員区分	所 属 等	職 名 等	氏 名
学 識 経 験 者 (1 名)	周 南 公 立 大 学	准 教 授	瀬尾 賢一郎
スポーツ団体 関 係 者 (5 名)	防 府 市 ス ポ ー ツ 協 会	副 会 長	川 口 照 雄
	防 府 市 ス ポ ー ツ 協 会	理 事	植 野 真 生
	防府市スポーツ推進委員 連 絡 協 議 会	理 事	相 本 幸
	防府市スポーツ少年団本部	指導者協議会	吉 田 宣 範 夫
	総合型スポーツクラブ防府	会 長	坪 郷 好 夫
学 校 教 育 関 係 者 (2 名)	防府市小学校体育連盟	理 事 長	藤 井 壮 馬
	防府市中学校体育連盟	理 事 長	田 邊 知 靖
そ の 他 (3 名)	防府市老人クラブ連合会	副 会 長	長 尾 隆 治
	防府市障害福祉団体連合会	会 長	中 村 信 也
	防府観光コンベンション協会	事 務 理 事	犬 塚 要 二
公募による委員 (2 名)			吉田奈緒美
			荒 瀬 香 恵

防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会設置要綱

令和6年5月24日制定

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づくスポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画に必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ観光交流部次長をもって充て、副委員長はスポーツ振興課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は庁内委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、スポーツ推進計画の策定が終了した時までとする。

(会議)

第6条 庁内委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 庁内委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内委員会の事務局は、文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	文化スポーツ観光交流部次長
副 委 員 長	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
委 員	観 光 振 興 課 長
委 員	競 輪 局 次 長
委 員	福 祉 総 務 課 長
委 員	高 齢 福 祉 課 長
委 員	障 害 福 祉 課 長
委 員	子 育 て 推 進 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	教 育 総 務 課 長
委 員	学 校 教 育 課 長
委 員	生 涯 学 習 課 長

年 月 日	内 容 等
令和6年11月12日	第1回防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会
令和6年12月23日	第1回防府市スポーツ推進計画策定委員会
令和7年 1月 下旬	「スポーツや運動に関するアンケート調査」の実施（2月下旬まで）
令和7年 6月 4日	第2回防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会
令和7年 6月30日	第2回防府市スポーツ推進計画策定委員会
令和7年 9月 日	パブリックコメントの実施（10月 日まで）
令和7年11月 日	第3回防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会
令和7年11月18日	令和7年第11回防府市教育委員会定例会にて意見聴取
令和7年11月 日	第3回防府市スポーツ推進計画策定委員会

○スポーツ基本法（抄）

（平成二十三年六月二十四日）

（法律第七十八号）

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）の全部を改正する。

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

第3次防府市スポーツ推進計画策定スケジュール

[illegible]